

## 事後調査の結果

調査項目（環境保全のための措置の実施状況：大気汚染（建設機械の稼働）、騒音・振動（建設機械の稼働）、水質汚濁、地盤、水循環、生物・生態系（鳥類、水生生物）、自然との触れ合い活動の場）

### 1. 調査手法

#### (1) 調査時点

工事の施行中の適時とした。

#### (2) 調査地点

計画道路及びその周辺とした。

#### (3) 調査方法

現地確認（写真撮影等）及び工事関係資料の整理による方法とした。

### 2. 調査結果

環境保全のための措置の実施状況は、表5-1～表5-8に示すとおりである。

なお、全ての項目で苦情はなかった。

表5-1 環境保全のための措置の実施状況（大気汚染(建設機械の稼働)）

環境保全のための措置	実施状況
<p>建設機械については、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付、建設大臣技術審議官通達）に基づいて指定されている排出ガス対策型建設機械、低燃費型建設機械を積極的に採用する。</p>	<p>建設機械については、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付、建設大臣技術審議官通達）に基づいて指定されている排出ガス対策型建設機械、低燃費型建設機械（発動発電機、クローラクレーン等）を積極的に採用した（写真5-1、5-2）。</p>
<p>工事施行箇所や工事量の集中を避ける工事工程を計画し、工事による影響の緩和に努める。</p>	<p>臨港道路南北線安全連絡協議会や中防地区工事連絡協議会等を通じた作業調整を行うほか、陸上トンネル掘削工・躯体構築工の施行において、施工順序や建設機械の稼働日等を調整し工事施行箇所やダンプの運搬量や工事量の集中を避ける工事工程を計画し、工事の施行に伴う大気汚染による影響の緩和に努めた。</p>
<p>工事従事者に対して工事用車両や建設機械の省燃費運転を指導するとともに、無駄なアイドリングの禁止を徹底する。</p>	<p>臨港道路南北線安全連絡協議会や中防地区工事連絡協議会等を通じ、工事従事者に対して工事用車両や建設機械の省燃費運転を指導するとともに、無駄なアイドリングの禁止を徹底した。</p>
<p>定期的な点検、整備により、建設機械等の性能維持に努める。</p>	<p>工事用機械の点検については「労働安全衛生規則」に基づき、定期的な点検、整備により、建設機械等の性能維持に努めた。</p>
<p>工事現場からの土砂・粉じん等の飛散防止のため、散水等の措置を行う。</p>	<p>工事現場からの土砂・粉じん等の飛散防止のため、散水車による散水（p. 27 写真1-4）及び清掃車による清掃（写真5-3）、残土への飛散防止シートの敷設を適宜行った（p. 59 写真4-1）。</p>
<p>定期的に協議会や安全教育等を開催し、上記の環境保全措置の実施を工事関係者へ周知徹底する。</p>	<p>臨港道路南北線安全連絡協議会や中防地区工事連絡協議会等、定期的に協議会や安全教育等を開催し、上記の環境保全措置の実施を工事関係者へ周知徹底した（p. 25 写真1-1、1-2）。</p>



写真5-1 超低騒音型、排出ガス対策型建設機械の使用状況（発電機）



写真5-2 低騒音型、排出ガス対策型建設機械の使用状況（クローラクレーン）



写真5-3 清掃車による清掃

表5-2 環境保全のための措置の実施状況（騒音・振動（建設機械の稼働））

環境保全のための措置	実施状況
<p>工事の施行に当たっては、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年建設省告示第1536号）に基づいて指定されている低騒音・低振動型機械を採用し、騒音・振動の低減を図る。</p>	<p>工事の施行に当たっては、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年建設省告示第1536号）に基づいて指定されている低騒音・低振動型機械を採用するほか、遮音壁の設置及び低排出・超低騒音型発電機の使用を図った（p.65 写真5-1、5-2）。</p>
<p>工事の施行に伴う騒音・振動による影響を緩和するため、工事施行箇所及び工事量の集中を避ける工事工程を計画する。</p>	<p>臨港道路南北線安全連絡協議会や中防地区工事連絡協議会等を通じた作業調整を行うほか、施工順序や建設機械の稼働日等を調整し工事量の集中を避ける工事工程を計画して工事の施行に伴う騒音・振動による影響の緩和に努めた。</p>
<p>騒音については、工種・作業内容等を検討し、仮囲いを設置することにより騒音の低減を図る。</p>	<p>騒音については、工種・作業内容等を検討し、仮囲いを設置することにより騒音の低減を図った。なお、仮囲い撤去時には、残工事の工種に応じた騒音レベルの予測結果の範囲内に収まるよう、施工管理を行った。</p>
<p>振動については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設省、昭和62年）に基づいて、極力振動の少ない工法を採用する等の措置を行う。</p>	<p>振動については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設省、昭和62年）に基づいて、極力振動の少ない工法を採用する等の措置を行った。</p>
<p>工事従事者に対して工事用車両や建設機械の省燃費運転を指導するとともに、無駄なアイドリングの禁止を徹底する。</p>	<p>臨港道路南北線安全連絡協議会や中防地区工事連絡協議会等を通じ、工事従事者に対して工事用車両や建設機械の省燃費運転を指導するとともに、無駄なアイドリングの禁止を徹底した。</p>
<p>定期的な点検、整備により、建設機械等の性能維持に努める。</p>	<p>工事用機械の点検については「労働安全衛生規則」に基づき、定期的な点検、整備により、建設機械等の性能維持に努めた。</p>
<p>夜間工事の実施に当たっては、事前に工事実施日、実施時間等を周知する等の措置をする。</p>	<p>夜間工事の実施に当たっては、臨港道路南北線安全連絡協議会や中防地区工事連絡協議会等で事前に工事実施日、実施時間等を周知する等の措置を行った。</p>
<p>定期的に協議会や安全教育等を開催し、上記の環境保全措置の実施を工事関係者へ周知徹底する。</p>	<p>臨港道路南北線安全連絡協議会や中防地区工事連絡協議会等、定期的に協議会や安全教育等を開催し、上記の環境保全措置の実施を工事関係者へ周知徹底した（p.25 写真1-1、1-2）。</p>
<p>より一層の騒音・振動の低減に努めるとともに、地域住民の環境への配慮をしていく手立てとして、窓口を設けて苦情対応に努めることとする。</p>	<p>現場の仮囲いにネットフェンスではなく万能鋼板を使用する等により騒音・振動の低減に努めるとともに、地域住民の環境への配慮をしていく手立てとして、窓口を設けて苦情対応に努めた。なお、騒音・振動に関する苦情はなかった。</p>

表5-3 環境保全のための措置の実施状況（水質汚濁）

環境保全のための措置	実施状況
<p>海上工事等に伴う濁りの拡散防止のため、浚渫工事及び基礎砕石材投入工事には汚濁防止枠又は汚濁防止膜、土砂等の投入工事にはトレミー台船を使用する。</p>	<p>埋戻工による土砂等の投入工事にはトレミー台船を使用した（写真5-4）。                      なお、令和元年度においては、浚渫工事及び基礎砕石材投入工事は実施しなかった。</p>
<p>工事の施行に伴う水質汚濁への影響を緩和するため、工事施行箇所及び工事量の集中を避ける工事工程を計画する。</p>	<p>施工順序や船舶の稼働時間等を調整し工事量の集中を避ける工事工程を計画して工事の施行に伴う水質汚濁への影響の緩和に努めた。</p>
<p>工事の施行に伴う水質汚濁への影響を緩和するため、浚渫の範囲を削減する。</p>	<p>令和元年度においては、浚渫工事は実施しなかった。</p>
<p>定期的に協議会や安全教育等を開催し、上記の環境保全措置の実施を工事関係者へ周知徹底する。</p>	<p>定期的に臨港道路南北線安全連絡協議会や安全教育等を開催し、上記の環境保全措置の実施を工事関係者へ周知徹底した。</p>
<p>グラブ浚渫船のSS発生原単位や汚濁防止膜等によるSS除去率等、予測の前提条件に伴う予測の不確実性については、事後調査を確実かつ適切に行い、事業の実施による著しい影響が認められた場合には、更なる環境保全のための措置を検討する。</p>	<p>令和元年度においては、予測の対象とした浚渫工事及び事後調査は実施しなかった。</p>



写真5-4 トレミー台船の使用状況

表5-4 環境保全のための措置の実施状況（地盤）

環境保全のための措置	実施状況
工事の施行に先立ち、既存構造物の基礎構造や周辺の地質等を確認し、これらを詳細設計・施工に反映させることで、計画地周辺の地盤の変形が生じないように努める。	令和元年度においては、計画地周辺の地盤の変形に影響を及ぼすことが懸念される基礎工等の工事は実施しなかった。

表5-5 環境保全のための措置の実施状況（水循環）

環境保全のための措置	実施状況
基盤層まで打設する計画である鋼矢板や連続地中壁等により浸出水等が他の地層に影響を及ぼすことのないよう施工する。	令和元年度においては、浸出水等が他の地層に影響を及ぼすことが懸念される鋼矢板や連続地中壁等の工事は実施しなかった。
接続部構造で用いるニューマチックケーソン工法では、掘削面の湧水を圧縮空気により抑止し、掘削工事に伴う地下水の水位に影響を及ぼすことのないよう施工する。	令和元年度においては、掘削工事に伴う地下水の水位に影響を及ぼすことが懸念される接続部構造の工事は実施しなかった。
工事の施行に先立ち、既存構造物の基礎構造や周辺の地質等を確認し、これらを詳細設計・施工に反映させることで、計画地周辺の水循環に影響が生じないように努める。	令和元年度においては、計画地周辺の水循環に影響を及ぼすことが懸念される基礎工等の工事は実施しなかった。
工事区域内で集水した雨水を貯留し、路上洗浄等に利用する等、雨水の有効利用を促進する。	工事区域内で集水した雨水を貯留し、粉じん等の飛散防止のための散水等に利用する等、雨水の有効利用に努めた。

表5-6 環境保全のための措置の実施状況（生物・生態系（鳥類））

環境保全のための措置	実施状況
<p>工所用車両運転者に対し、過積載の防止や走行速度の遵守を指導し、影響の低減を図る。</p>	<p>災害防止協議会、朝礼、安全教育等を通じ、工所用車両運転者に対し、過積載の防止や制限速度の遵守を指導し、影響の低減を図った（p. 25 写真1-1、1-2）。また土運搬を伴う工種においては定期的に積載量の確認を行うことで、過積載を防止し、騒音の低減に努めた（p. 26 写真1-3）。</p>
<p>工所用車両の通行に伴う騒音・振動の影響を緩和するため、工事施行箇所及び工事量の集中を避ける工事工程を計画する。</p>	<p>臨港道路南北線安全連絡協議会や中防地区工事連絡協議会等を通じた交通調整や推奨ルートの提示を行うとともに、工程の平準化を行い工所用車両台数の一時的な増加を抑制することにより、更なる騒音・振動の低減に努めた。</p>
<p>浚渫工事に伴う濁りの拡散防止のため、汚濁防止枠又は汚濁防止膜を使用する。</p>	<p>令和元年度においては、浚渫工事は実施しなかった。 なお、埋戻工による土砂等の投入工事にはトレミー台船を使用し（p. 69 写真5-4）、海上工事等に伴う濁りの拡散防止に努めた。</p>
<p>工事の施行に当たっては、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年建設省告示第1536号）に基づいて指定されている低騒音・低振動型機械を採用し、騒音・振動の低減を図る。</p>	<p>工事の施行に当たっては、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年建設省告示第1536号）に基づいて指定されている低騒音・低振動型機械を採用するほか、遮音壁の設置及び低排出・超低騒音型発電機の使用を図った（p. 65 写真5-1、5-2）。</p>
<p>現地調査では注目される種が確認されており、大規模な浚渫工事も予定していることから、事後調査において事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討する。</p>	<p>令和元年度においては、予測の対象とした大規模な浚渫工事及び事後調査は実施しなかった。</p>
<p>工所用車両台数を低減するため、工事関係者の通勤車両を極力乗り合いとする。</p>	<p>工事関係者の通勤車両は極力乗り合いとし、工所用車両台数の低減に努めた。</p>
<p>建設機械等については、性能維持のため、日常点検及び定期点検を実施する。</p>	<p>工所用機械の点検については「労働安全衛生規則」に基づき、定期的な点検、整備により、建設機械等の性能維持に努めた。</p>
<p>工事現場からの土砂・粉じん等の飛散防止のため、散水等の措置を行う。</p>	<p>工事現場からの土砂・粉じん等の飛散防止のため、散水車による散水（p. 27 写真1-4）及び清掃車による清掃（写真5-3）、残土への飛散防止シートの敷設を適宜行った（p. 59 写真4-1）。</p>
<p>定期的に協議会や安全教育等を開催し、上記の環境保全措置の実施を工事関係者へ周知徹底する。</p>	<p>臨港道路南北線安全連絡協議会や中防地区工事連絡協議会等、定期的に協議会や安全教育等を開催し、上記の環境保全措置の実施を工事関係者へ周知徹底した（p. 25 写真1-1、1-2）。</p>

表5-7 環境保全のための措置の実施状況（生物・生態系(水生生物)）

環境保全のための措置	実施状況
海上工事等に伴う濁りの拡散防止のため、浚渫工事及び基礎砕石投入工事には汚濁防止枠又は汚濁防止膜、土砂等の投入工事にはトレミー台船を使用する。	埋戻工による土砂等の投入工事にはトレミー台船を使用した（p. 69 写真5-4）。 なお、令和元年度においては、浚渫工事及び基礎砕石投入工事は実施しなかった。
工事の施行に伴う水質汚濁への影響を緩和するため、浚渫の範囲を削減する。	工事計画において、工事の施行に伴う水質汚濁への影響を緩和するため、工事中の仮設航路の位置を適切に配置する等、浚渫の範囲を削減（約30haから約16ha）した。
大規模な浚渫工事を予定していることから、事後調査において事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討する。	令和元年度においては、予測の対象とした大規模な浚渫工事及び事後調査は実施しなかった。
定期的に協議会や安全教育等を開催し、上記の環境保全措置の実施を工事関係者へ周知徹底する。	定期的に臨港道路南北線安全連絡協議会や安全教育等を開催し、上記の環境保全措置の実施を工事関係者へ周知徹底した（p. 25 写真1-1、1-2）。

表5-8 環境保全のための措置の実施状況（自然との触れ合い活動の場）

環境保全のための措置	実施状況
工事の施行に伴う交通渋滞を緩和するため、工事施行箇所及び工事量の集中を避ける工事工程を計画する。	工事の施行に伴う交通渋滞を緩和するため、臨港道路南北線安全連絡協議会や中防地区工事連絡協議会等を通じた交通調整や推奨ルートの提示を行うとともに、工程の平準化を行い工事用車両台数の一時的な増加の抑制に努めた。
工事用車両台数を低減するため、工事関係者の通勤車両を極力乗り合いとする。	工事関係者の通勤車両は極力乗り合いとし、工事用車両台数の低減に努めた。
工事用車両については、東京港臨海道路の利用を促進し、できるだけ居住区域を通行しないよう指導する。	工事用車両については、臨港道路南北線安全連絡協議会や中防地区工事連絡協議会等を通じた交通調整や推奨ルートの提示を行い、できるだけ居住区域を通行しないよう指導した。
定期的に協議会や安全教育等を開催し、公園等を利用する人々の安全確保の徹底に加え、工事用車両の走行等がその利用に影響を及ぼすことがないように、上記の環境保全措置の実施を工事関係者へ周知徹底する。	定期的に臨港道路南北線安全連絡協議会や安全教育等を開催し（p. 25 写真1-1、1-2）、公園等を利用する人々の安全確保の徹底に加え、工事用車両の走行等がその利用に影響を及ぼすことがないように、上記の環境保全措置の実施を工事関係者へ周知徹底した。ふ頭内を工事用車両が走行する際は、速度制限（15km/h以下）を遵守するよう、工事関係者へ周知した。また、敷地境界にバリケードを設置し安全確保するとともに、案内看板、工事看板等によりふ頭等の利用者へ影響がないよう周知した。